

お知らせ

長浜水道企業団 職員を募集します

職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職 (大学卒業程度)	若干名	次のいずれかに該当する人 ア 昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 イ 平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した人または平成25年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
電気技術職 (大学卒業程度)	若干名	(1) および(2)に該当する人 (1) 次のいずれかに該当する人 ア 昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 イ 平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した人または平成25年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2) 次のいずれかに該当する人 ア 第三種電気主任技術者免状を取得している人 イ ア以外の人で電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令に定める第三種電気主任技術者免状の取得に必要な学歴を有する人
土木技術職 (大学卒業程度)	若干名	次のいずれかに該当する人 ア 昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 イ 平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した人または平成25年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

【第1次試験日】11月17日(土)
【受付期間】10月1日(月)~25日(木)
※受験申込書は、水道企業団のホームページからダウンロードすることもできます。

★受験申込書を郵送で請求する場合は
封筒の表に「〇〇職受験申込書請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒(角形2号=33cm×24cmの封筒に120円切手を貼ったもの)を同封して、下記まで送付してください。

問長浜水道企業団職員選考委員会 (〒526-0047下坂浜町248番地22 ☎62-4101
ホームページ<http://www.eonet.ne.jp/~nagasui>)

10月1日は浄化槽の日 法定検査を受けましょう

浄化槽は微生物の働きで汚水をきれいにして放流するための排水処理施設です。適正な維持管理を行わないと悪臭が発生したり、側溝や河川を汚したりすることになります。浄化槽を使っている人(浄化槽管理者)には、保守点検・清掃・法定検査が法律で義務付けられていますので、次の三つのことを守り適正な維持管理に努めてください。

【保守点検】

機械の調整・修理・消毒薬の補給などを行うことです。家庭用の浄化槽については3~4か月に1回以上行ってください。県の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。(滋賀県循環社会推進課 ☎077-528-3474)

【清掃】

機能低下や悪臭の原因となる汚泥の引き抜きを行う清掃を年1回以上実施することが法律で義務付けられています。湖北広域行政事務センターの許可業者(下記表)に依頼してください。

◇浄化槽の清掃業者

旧長浜市	旧東浅井郡	旧伊香郡
橋本クリーン産業(株) ☎62-4095	(株)テックアシスト ☎74-8444	(有)伊香清掃センター ☎82-2208
(株)ライフリリーフ ☎62-1356		(株)日の丸清掃社 ☎82-3179

【法定検査(11条検査)】

本来の浄化機能が発揮されているかを調べるために、年1回法律に定められた検査を受検することが義務付けられています。滋賀県生活環境事業協会(☎077-554-9271)に依頼してください。

問環境保全課 (☎65-6513)

市政の動き

(8月16日~9月15日)

※ここでは、「クリーン、わかりやすい、開かれた市政」の確立のため、市民の皆さんに市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」になったかを概略でお知らせします。

8/22(水)

第10回長浜の未来を拓く教育検討委員会

【内容】①第二次提言に向けて②県教委が開催した「地域の高等学校教育のあり方に係る意見を聴く会」について
【結果】①市内の高校のあり方について議論し、②「意見を聴く会」への出席者から結果報告を受けました。
【担当課】企画政策課(☎65-6505)

8/23(木)

第2回長浜市多文化共生のまちづくり指針策定委員会

【内容】多文化共生のまちづくり指針素案(案)の検討
【結果】素案(案)について事務局より説明し、協議を行いました。
【担当課】市民協働推進課(☎65-8711)

8/27(月)

第3回長浜市農業集落排水事業運営協議会

【内容】長浜市農業集落排水処理施設使用料について
【結果】使用料の改定にかかる諮問を行い、使用料算定の基本的な考え方や今後の課題を説明しました。
【担当課】上下水道課(☎65-1600)

8/29(水)

平成24年度 第1回 長浜市次世代育成推進協議会

【内容】平成23年度実績および平成24年度実施計画について
【結果】昨年度の取組結果と今年度の実施計画を説明し、質疑や進捗状況評価を行いました。
【担当課】子育て支援課(☎65-6514)

9/3(月)

第3回長浜市都市計画マスタープラン改定委員会

【内容】改定素案等の修正、スケジュールについて
【結果】全体構想案の修正内容および地域別構想案の修正・追加内容の説明を行い、質疑。
【担当課】都市計画課(☎65-6562)

9/5(水)

小谷城スマートIC活用方策検討委員会・同専門部会 合同会議

【内容】①検討委員会と専門部会のスケジュールについて②小谷城スマートICについて
【結果】①原案を説明し、了承を得ました。②概要を説明しました。
【担当課】秘書室(☎65-6501)

9/7(金)

第11回長浜の未来を拓く教育検討委員会

【内容】①第二次提言に向けて②今後のスケジュールについて
【結果】①第二次提言の内容について議論を深め、②第二次提言の時期を確認しました。
【担当課】企画政策課(☎65-6505)

※詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.nagahama.shiga.jp>) をご覧ください。

10月から後納制度が始まります

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年経過すると保険料を納めることができませんでした。しかし、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる「後納制度」が始まります。



後納制度を利用し、過去10年以内の保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給資格が得られる可能性があります。後納制度を利用するには申込書の提出が必要となります。詳しくは問合せください。

【利用期間】平成24年10月~平成27年9月

問彦根年金事務所 国民年金課(☎0749-23-1114)

一日年金相談所の開催

年金事務所では、次の日程で一日年金相談所(予約制)を開催します。

【とき】11月15日(木)10時~16時
【ところ】長浜市社会福祉協議会(高田町)
【申込み】下記の予約専用電話で申し込みください。予約は各相談日の1ヶ月前から受付します。

予約専用電話 彦根年金事務所

0749-23-5489

(受付時間 平日8時30分~17時15分)

※この電話では予約以外の用件は受けられません。

問彦根年金事務所 お客様相談室
(☎0749-23-1116)